

# 「働き方改革」対応個別相談会

## 「働き方改革」準備できていますか？

今年4月から順次施行されております「働き方改革関連法」について、中小企業・小規模事業者間でも様々な見直しがされています。労働力の確保と従業員の生活への多様な配慮が一層求められるようになり、中小企業・小規模事業者も「働き方改革関連法」を踏まえて事業経営を行っていかねばなりません。

「年5日間の有給取得の義務化」「残業時間の上限規制」など断片的な言葉や情報が飛び交い、何から準備すればよいのか分からないなど、事業者の悩み事を解決するため、厚生労働省山口労働局委託事業である「働き方改革サポートオフィス山口」の協力により、社会保険労務士による個別相談会を開催いたします。

日時

①令和元年10月11日(金)

②令和元年11月8日(金)

開催時間 13時～16時

場所

くすのき商工会

内容

- ① そもそも働き方改革とは？
- ② 年次有給休暇年5日の確実な取得
- ③ 時間外労働の上限規制の導入
- ④ 正規と非正規の不合理な待遇差を禁止 など

負担金

無料

申込方法  
お問合せ

下記申込書に必要事項をご記入の上、商工会へお申込下さい。

※事前にご予約いただいた方を優先いたします。

くすのき商工会

TEL：0836-67-1352

FAX：0836-67-0357



## 「働き方改革」対応個別相談会 申込書

事業所名	
TEL:	FAX:
出席者氏名	

※今回、申込書にて頂いた情報は、くすのき商工会からの各種連絡・情報提供に利用いたします。